



危険空き家の解体費用を補助

町では、倒壊のおそれがあるなどの危険な空き家の解体を促進し、安心して生活できる環境を確保するため、空き家の解体工事の費用の一部を補助します。

今回は、危険空家等であることを事前に調査するための申請受付を行います。

問い合わせ先

役場建設課建築係
☎(86) 1132 「直通」



○補助金額

解体撤去工事に係る費用の8割以内の額

※事業費の上限額（平米当たり木造2万6千円、非木造3万7千円）

○条件

- ・長島町危険空家等解体撤去事業補助金交付要綱に定める基準を満たすこと
- ・公共事業などの補償の対象となっていないこと
- ・火災を原因とするものではないこと
- ・町税などの滞納がないこと
- ・家財家具、機械、車両、浄化槽などの地下埋没物、門扉、立木などの撤去・処分費用は対象外です
- ・倉庫店舗単体の解体撤去は対象外など

○申込方法（調査申請）

次の資料を役場建設課まで提出してください。

- ①補助金調査申請書
 - ②建物の所有者を確認できる書類（登記事項証明書または固定資産税課税明細書）
 - ③建物の位置図および現況写真（複数）
 - ④その他（詳しくは長島町ホームページを確認ください）
- 申込期間（調査申請）
・6月1日（月）～7月3日（金）
- ※申請件数が多数の場合は、早期に締め切る場合があります。
 - ※令和10年度以降の解体工事の申請になります。
 - ※危険度判定の結果、補助対象外と判断される場合があります。

※申請した場合でも、必ず実施できるわけではありません。

サツマイモ基腐病に注意

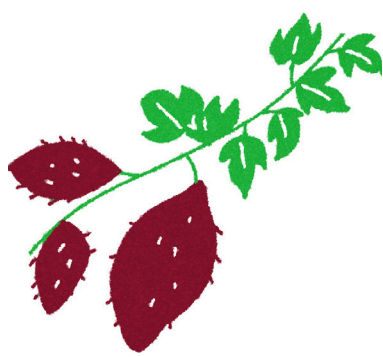
サツマイモ基腐病は、降雨により発病株の胞子が拡散し、周辺の株へ感染して発病の拡大を招きます。

サツマイモ基腐病の被害軽減のために次の対策を行ってください。

○定期的には場を巡回し、葉の変色やしおれ症状を示す株を早期に見つけ、株ごと抜き取ってほ場外に持ち出しましょう。

○異常株を持ち出すときは、株や周辺の土がほ場内に落ちないように注意し、異常株を除去した後は補植しないようにしましょう。

○下の散布例を参考に、品種やほ場での発生状況に応じた薬剤防除を徹底しましょう。



区分	植付前		植付後		
	畝立て前	苗消毒	1回目	2回目	3回目以降
例①	フリントフロアブル25の全面散布後土壌混和	ベンレート水和剤	植付から21日後 フロンサイドSC (300L/10a)	前回から14日後 フロンサイドSC (300L/10a)	前回から30日後 トリフミン水和剤又は銅剤 (300L/10a)
例②	フロンサイドSCの全面散布後土壌混和	ベンレート水和剤	植付から21日後 フロンサイドSC (300L/10a)	前回から14日後 フロンサイドSC (300L/10a)	前回から30日後 アミスター20フロアブル又はトリフミン水和剤又は銅剤 (300L/10a)
例③	—	ベンレート水和剤	植付から35日後 アミスター20フロアブル (100L/10a)	前回から14日後 銅剤 (200L/10a)	前回から14日後 トリフミン水和剤又は銅剤 (300L/10a)

散布例

問い合わせ先

役場農政課農政係
☎(86) 1136 「直通」